

(「次のように」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて総覧に供する。)

附則

- 1) いの告示の施行の際現にこの告示による改正前のしようゆの日本農林規格により格付の表示が付されたしようゆについては、なお従前の例による。
- 2) いの告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかるわらず、平成二十八年三月一十七日までの間は、なお従前の例によることがである。

○農林水産省告示第百四十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第九条において準用する同法第七条第一項並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十六条、第二十九条第一項(同令第五十五条において準用する場合を含む)及び第三十条(同令第五十七条において準用する場合を含む)の規定に基づき、次の告示は、廃止し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年八月一十九日

農林水産大臣 林 芳正

農林水産省告示第三百一〇号
農林水産省告示第三百一〇号
農林水産省告示第三百一〇号

- 一 生糸の日本農林規格(平成十年二月一十三日農林水産省告示第三百一〇号)
二 生糸の格付の表示の様式及び表示の方法(平成十年二月一十三日農林水産省告示第三百五号)
三 生糸についての製造業者等の認定の技術的基準(平成十一年十一月九日農林水産省告示第三百八〇号)
四 生糸についての検査方法(平成十一年一月一十四日農林水産省告示第三百四〇号)

附則

(生糸の日本農林規格の廃止に伴う経過措置)
1 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の生糸の日本農林規格により格付の表示が付された生糸については、なお従前の例による。
(農林水産大臣が定める農林物資の種類)の認定事項の確認を行う期間を定める件の一部改正)

2 平成十八年二月一 日農林水産省告示第百十

七号(農林水産大臣が定める農林物資の種類)との認定事項の確認を行なう期間を定める件)の一部を次のように改正する。

表農林物資の種類の欄中、「生糸」を削る。

○農林水産省告示第百四十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第十九条第一項(同令第五十五条において準用する場合を含む)の規定に基づき、食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準(平成十一年十月二十四日農林水産省告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年九月一十八日から施行する。

平成二十六年八月一十九日

農林水産大臣 林 芳正

農林水産省告示第三百四十一号

(「次のように」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて総覧に供する。)

附則

平成二十六年八月一十九日農林水産省告示第百三十九号(食用植物油脂の日本農林規格の一部を改正する件)附則第二項の規定に基づき格付を行なう場合における食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準にかかるわらず、なお従前の例による。

平成二十六年八月一十九日

農林水産大臣 林 芳正

農林水産省告示第三百四十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第十九条第一項(同令第五十五条において準用する場合を含む)の規定に基づき、食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準(平成十一年十月二十四日農林水産省告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年九月一十八日から施行する。

平成二十六年八月一十九日

農林水産大臣 林 芳正

農林水産省告示第三百四十一号

(「次のように」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて総覧に供する。)

平成二十六年八月一十九日

農林水産大臣 林 芳正

農林水産省告示第三百四十一号

(「次のように」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて総覧に供する。)

平成二十六年八月一十九日

農林水産大臣 林 芳正

農林水産省告示第三百四十一号

附則

平成二十六年八月一十九日農林水産省告示第百四十号(「次のように」の日本農林規格の一部を改正する件)附則第一項の規定に基づき格付を行なう場合におけるじょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準について、なお従前の例による。

○經濟産業省告示第百七十六号

中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十一年通商産業省令第四百九十二号)第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

松本 典子

水野 典子

清水 紀子

碓井 紀子

吉和 伸仁

吉和 伸二

登録番号

(変更前)

404277

408190

411932

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更前)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充

登録番号

(変更後)

402286

402286

平成二十六年八月一十九日

經濟産業大臣 茂木 敏充